

保 護 者 様

島根県立江津工業高等学校長

感染症による出席停止について（お知らせ）

お子様が「学校において予防すべき感染症」（裏面にあり）にかかれた場合は出席停止となります。この措置は、お子様に必要な療養期間をとっていただき、早期の治療と回復を図っていただくためと、他への感染を防ぐためのものです。出席停止の基準を経過し、医師の指示のもと登校の許可が出るまでは自宅で療養をしてください。

なお、医療機関で証明していただく必要はありませんが、登校再開時に「治癒報告書」及び、受診先と受診日がわかるよう「薬の説明書又は領収書（コピー）」をご提出下さい。

裏面あり

治癒報告書

島根県立江津工業高等学校長 様

下記の感染症にかかり静養につとめた結果、医師から登校してさしつかえないと診断されたので、報告いたします。

1 生徒氏名 AE MR科 _____年 _____番 氏名 _____

2 診断名 _____
(インフルエンザの場合はA・Bの型も記載してください)

3 受診した医療機関名 _____

4 欠席期間 令和 _____年 _____月 _____日 から令和 _____年 _____月 _____日 まで

* 受診先と受診日がわかるよう「薬の説明書又は領収書（コピー）」を添付してください。

令和 _____年 _____月 _____日

保護者氏名 _____ 印

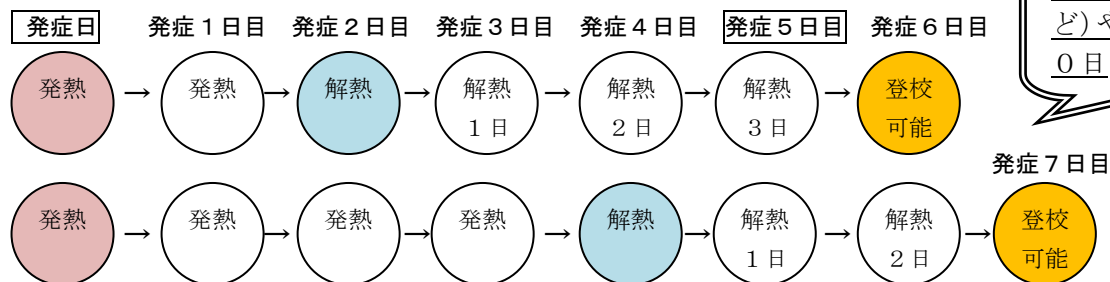
学校において予防すべき感染症と出席停止の期間の基準

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、(痘そう)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

出席停止の期間

- 第一種の感染症・・・完全に治癒するまで
- 第二種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。（空気感染または飛沫感染する感染症で、出席停止の期間は感染症ごとに個別に定められている。）

百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで



○第三種の感染症

《出席停止期間》 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
「その他の感染症」は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであって、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。